

## 苫小牧市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業のうち、同条第1項第6号に規定する事業として、法第2条第1項第1号に規定する障害者等（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (給付等の対象となる用具の種目及び障害者等)

第2条 給付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に定めるとおりとする。

2 給付等を受けることができる障害者等は、別表の「種目」欄に定める種目に応じ、それぞれ同表の「対象者」欄に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる場合は、給付等の対象としない。

(1) 法第76条第1項ただし書に規定する者について、当該給付等のあった月の属する年度（当該給付等のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の市町村住民税の所得割の額が46万円以上である場合

(2) 貸与の対象者のうち、所得税非課税世帯に属しないものである場合

(3) 当該障害の状態につき、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付その他の国又は地方公共団体の負担において用具の給付等に相当するものが行われた場合（その行われた限度までとする。）

(4) 別表に規定する難病患者等にあつては、在宅で療養が可能な程度に病状が安定している旨の、医師の判断が得られない場合

3 既に給付等を受けている用具と同一の用具については、前回の給付日から別表の耐用年数欄に定める期間を経過した場合において修理不能の場合（当該期間を経過する前に修理不能により用具の使用が困難となった場合を含む。）、再給付の方が部品の交換よりも真に合理的及び効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が用具の使用効果が向上すると認められる場合に限り、再給付することができる。

4 用具の貸与期間は、貸与を受けたものが当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

5 点字図書の給付を行うに当たっては、別に定める「点字図書給付事業実施要綱」によるものとする。

6 居住生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付については、別に定める「住宅改修費給付事業実施要綱」によるものとする。

### (用具の価格)

第3条 用具の価格は、別表の基準額欄に掲げる額（以下「基準額」という。）とし、その額の範囲内で支給するものとする。

### (給付等の申請)

第4条 用具の給付等を受けようとする障害者等又はその保護者は、日常生活用具給付申請書により、福祉部長（以下「部長」という。）に申請するものとする。

### (用具の給付決定等)

第5条 部長は、前条の申請があったときは、当該障害者等の身体の状況、介護の状況、家庭の経済的状況等を調査して、用具の給付等の可否を決定し、決定通知書又は却下決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 部長は、前項の規定により用具の給付等を行うことを決定したときは、当該給付決定障害者等に対して給付券を交付するものとし、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に対して委託通知書により、用具の納入を依頼するものとする。

3 部長は、ストマ用装具又は紙おむつ等については、2か月を1枚の給付券とし、当該用具の申請ごとに3枚を限度として交付できるものとする。ただし、1枚の給付券の額は、基準額の2倍を限度とする。

（利用者負担額）

第6条 給付決定障害者等は、用具の給付等に係る利用者負担額を直接業者に支払わなければならない。

2 前項の利用者負担額は、1月につき、同一の月に給付等を受けた用具について、給付決定障害者等を法第76条第1項に規定する補装具費支給対象障害者等とみなして同条第2項の規定を適用した場合における同項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が別表に定める基準額により算定した費用の額（その額が現に当該用具の給付等に要した費用の額を超えるときは、当該現に用具の給付等に要した費用の額）を合計した額（以下「給付額」という。）に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を超えるときは、当該100分の10を乗じて得た額）とする。

（前条によらない利用者負担額の決定）

第7条 前条の規定にかかわらず、用具の給付等が次の各号のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、部長が別に定める額とする。

（1）点字図書の購入である場合

（2）用具の貸与である場合

（費用の請求）

第8条 給付決定障害者等が業者から用具の給付等を受けた場合において、部長は、当該業者から当該用具の給付等に係る費用の請求があったときは、当該業者に対し、当該用具の給付等に係る費用を支払うものとする。

2 前項の規定により用具の給付等に係る費用を請求しようとする業者は、請求書に第5条第2項に規定する給付券を添付して部長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する用具の給付等に係る費用の請求は、給付額から前2条の規定により算定する利用者負担額を控除した額を上限とする。

（用具の管理）

第9条 部長は、まだ給付等を実施していない用具及び貸与者から返還を受けた用具は善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 部長は、用具の給付等を実施するにあたって障害者等に次の条件を付するものとする。

（1）用具の給付を受けた障害者等は、当該用具の目的に反して使用してはならない。な

お、目的に反したときは、必要に応じ、当該給付に要した費用の一部を返還させることとする。

- (2) 用具の貸与を受けた障害者等は、当該用具を貸与の目的に反して使用してはならない。また、用具を毀損又は滅失したときは、直ちに部長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。なお、用具の貸与を受けた障害者等は、用具を使用する者が必要としなくなったとき又は当該用具の貸与の目的に反したときは、速やかに部長に返還しなければならない。

(給付台帳の整備)

第10条 部長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付（貸与）台帳、点字図書給付台帳及び住宅改修費給付台帳を整備するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行の日から平成21年3月31日までの間において、給付決定障害者等のうち、市民税非課税世帯に属する者に係る利用者負担額は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、無料とする。
- 3 この要綱は、平成19年7月1日から実施する。
- 4 附則第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。
- 5 この要綱は平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（単位：円）

区分	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護訓練支援用具	特殊寝台	（１）下肢又は体幹機能障害２級以上の者 （２）難病患者等のうち、寝たきりの状態にあり給付が必要と医師が認めた者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年
	特殊マット	（１）下肢又は体幹機能障害１級の身体障害者（常時介護を要する者に限る）、下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児、重度又は最重度の知的障害者（児） （２）難病患者等のうち、寝たきりの状態にあり給付が必要と医師が認めた者 （各号いずれも原則として３歳以上の者）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	19,600	5年
	特殊尿器	（１）下肢又は体幹機能障害１級であって、常時介護を要する者 （２）難病患者等のうち、自力で排尿できず給付が必要と医師が認めた者 （各号いずれも原則として学齢児以上の者）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上で、入浴にあたって家族等他人の介助を要する者（原則として３歳以上の者）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5年

	体位変換器	<p>(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等にあたって家族等他人の介助を要する者</p> <p>(2) 難病患者等のうち、寝たきりの状態にあり給付が必要と医師が認めた者</p> <p>(各号いずれも原則として学齢児以上の者)</p>	障害者等又は介助者が体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年
	移動用 リフト	<p>(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者</p> <p>(2) 難病患者等のうち、下肢又は体幹機能に障害のある者</p> <p>(各号いずれも原則として3歳以上の者)</p>	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000	4年
	訓練いす (児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(原則として3歳以上の者)	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100	5年
	訓練用 ベッド	<p>(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者</p> <p>(2) 難病患者等のうち、下肢又は体幹機能障害があり、給付が必要と医師が認めた者</p> <p>(各号いずれも原則として学齢児以上の者)</p>	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年
自立 生活 支援 用具	入浴補助 用具	<p>(1) 下肢又は体幹機能障害者(児)であって、入浴に介助を必要とする者</p> <p>(2) 難病患者等のうち、入浴に介助を要し給付が必要と医師が認めた者</p> <p>(各号いずれも原則として3歳以上の者)</p>	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	90,000	8年

	便器	<p>(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者</p> <p>(2) 難病患者等のうち、常時介護を要し給付が必要と医師が認めた者</p> <p>(各号いずれも原則として学齢児以上の者)</p>	<p>障害者等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く</p>	<p>便器 4,450 手すり付は 5,400 増</p>	8年
	身体保護用具	<p>平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害者で、起立・歩行時に頻繁に転倒する者</p>	<p>ヘルメット型で、障害者(児)が転倒の際に衝撃から頭部を保護する性能を有するもの</p>	<p>スポンジ、革を主原料 15,656 スポンジ、革、プラスチックを主原料 37,852 価格はオーダーメイドの場合に適用。既製品は上記価格の80%の範囲内の額</p>	3年
		<p>重度又は最重度の障害者(児)でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者</p>			
		<p>脳原性運動機能障害2級以上で、日常生活において車いすを使用している障害者(児)であって、足部等の防寒及び車輪への接触等の危機回避について常に介助を必要とする者</p>	<p>車いすを使用する際に、足部等を保温し、かつ接触の衝撃から足部等を保護し、容易に着脱できるもの</p>	12,000	

	<p>歩行補助 つえ (一本状 のみ)</p>	<p>平衡機能又は下肢もしくは体幹機能の障害者で、歩行障害があり家庭内の移動等において介助を必要とする者</p>	<p>T字状・棒状のつえで、障害者(児)が容易に使用し得るもの</p>	<p>木材、ニス 塗装 2,266 軽金属、塗装無 3,090 夜光材付は 422増(全面 夜光材付は 1,236増) 外装に白色 又は黄色ラ ッカーを使 用した場合 267増</p>	<p>3年</p>
	<p>移動・移乗 支援用具</p>	<p>(1) 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (2) 難病患者等のうち、下肢が不自由で給付が必要と医師が認める者 (各号いずれも原則として3歳以上の者)</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く</p>	<p>60,000</p>	<p>8年</p>

特殊便器	<p>(1) 上肢障害2級以上の身体障害者(児)、重度又は最重度の知的障害者(児)であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者</p> <p>(2) 難病患者等のうち、上肢機能に障害があり、給付が必要と医師が認めた者</p> <p>(各号いずれも原則として学齢児以上の者)</p>	<p>足踏ペダル等にて温水等を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもの</p> <p>ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く</p>	151,200	8年
火災警報器	<p>障害等級2級以上の身体障害者(児)、重度又は最重度の知的障害者(児)(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p> <p>ただし、1世帯につき2台を限度とする</p>	15,500	8年
自動消火器	<p>障害等級2級以上の身体障害者(児)、重度又は最重度の知的障害者(児)、又は難病患者等</p> <p>(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	28,700	8年
電磁調理器	<p>視覚障害2級以上の身体障害者、18歳以上の重度又は最重度知的障害者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</p>	<p>視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの</p>	41,000	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	<p>視覚障害2級以上の者</p> <p>(原則として学齢児以上の者)</p>	<p>視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの</p>	7,000	10年



	聴覚障害者 用屋内信号 装置	聴覚障害 2 級以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、屋内信号灯を含む)	87,400	10 年
在宅療養等 支 援 用 具	透析液 加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者(原則として 3 歳以上の者)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5 年
	ネブライザー (吸入器)	(1) 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者 (2) 難病患者等のうち、呼吸器機能障害もしくは同程度の障害があり給付が必要と医師が認めた者 (各号いずれも原則として学齢児以上の者)	障害者等が容易に使用できるもの	36,000	5 年
	電気式たん 吸引器	(1) 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者 (2) 難病患者等のうち、呼吸器機能障害もしくは同程度の障害があり給付が必要と医師が認めた者 (各号いずれも原則として学齢児以上の者)	障害者等が容易に使用できるもの	56,400	5 年

	酸素ボンベ 運搬車 (身体のみ)	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10年
	盲人用 体温計 (音声式)	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)(原則として学齢児以上の者)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,000	5年
	盲人用 体重計	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの 音声又は触読式	18,000	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	(1) 心臓、呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有し、人工呼吸器を装着している者 (2) 難病患者等で、人工呼吸器を装着しており給付が必要と医師が認める者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	157,500	5年
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)であって、発声・発語に著しい障害を有する者(原則として学齢児以上の者)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	98,800	5年

情報・通信 支援用具	上肢機能障害又は視覚障害 2 級以上の障害者(児)であって、パソコンの操作が困難な者(原則として学齢児以上の者)	パーソナルコンピューター周辺機器およびアプリケーションソフトであって障害者(児)が容易に使用し得るもの 画面の文字や入力内容を音声化するソフト、画面拡大ソフト、点字ディスプレイ、スキャナ、入力補助用具(大型キーボード、特殊マウス、ジョイスティック、スイッチ等)ただし、機器修理、バージョンアップ、運搬、取付け、調整等費用は対象外	100,000	5 年
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級)又は視覚障害(原則として 1 級)の身体障害者であって必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6 年
点字器	視覚障害者(児)であって、視力の低下、視野狭窄がある者 (原則として学齢児以上の者)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの (点筆を含む)	標準型 10,712 携帯用 7,416	5 年
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の者(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100	5 年

視覚 障害者用 ポータブル レコーダー	視覚障害2級以上の者 (原則として学齢児以上の 者)	音声等により操作ボタン が知覚又は認識でき、か つ、DAISY方式による録音 並びに当該方式により記 録された図書の再生が可 能な製品であって、視覚障 害者(児)が容易に使用し 得るもの	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年
視覚障害者 用活字文書 読上げ装置	視覚障害2級以上の者 (原則として学齢児以上の 者)	文字情報と同一紙面上に 記載された当該文字情報 を暗号化した情報を読み 取り、音声信号に変換して 出力する機能を有するも ので、視覚障害者(児)が容 易に使用し得るもの	99,800	6年
視覚 障害者用 拡大読書器	視覚障害者(児)であって、 本装置により文字等を読 むことが可能になる者(原 則として学齢児以上の者)	画像入力装置を読みたい もの(印刷物等)の上に置 くことで、簡単に拡大され た画像(文字等)をモニタ ーに映し出せるもの	198,000	8年
盲人用時計	視覚障害2級以上の者 なお、音声時計は手指の触 覚に障害がある等のため 触読式時計の使用が困難 な者を原則とする	視覚障害者が容易に使用 し得るもの	触読式 10,300 音声式 13,300	10年
聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害者(児)又は発 声・発語に著しい障害を有 する者であって、コミュニ ケーション、緊急連絡等の 手段として必要と認めら れる者(原則として学齢児 以上の者)	一般の電話に接続するこ とができ、音声の代わり に、文字等により通信が可 能な機器であり、障害者 (児)が容易に使用できる もの	71,000	5年

	聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者(児)であって、 本装置によりテレビの視 聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの 聴覚障害者(児)用番組並 びにテレビ番組に字幕及 び手話通訳の映像を合成 したものを画面に出力す る機能を有し、かつ、災害 時の聴覚障害者(児)向け 緊急信号を受信するもの で、聴覚障害者(児)が容易 に使用し得るもの	88,900	6年
	人工喉頭	音声機能もしくは言語機 能障害者であって、無喉頭 又は発声筋麻痺等により 音声を発することが困難 な者 (主に喉頭摘出者を対象)	笛式 呼気によりゴム等の膜を 振動させ、ビニール等の管 を通じて音源を口腔内に 導き構音化するもの  電動式 顎下部等にあてた電動板 を駆動させ、経皮的に音源 を口腔内に導き構音化す るもの	笛式 5,150 気管カニュー ーレ付は 3,193増  電動式 70,100 電池又は充 電器を含む	笛式 4年  電動式 5年
	福祉電話 (貸与)	難聴者又は外出困難な身 体障害者(原則として2級 以上)であって、コミュニ ケーション、緊急連絡等 の手段として必要性があ ると認められる者及びフ ァックス被貸与者(障害 者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯)	障害者が容易に使用でき るもの	83,300	—

	ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能もしくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話[難聴者用電話を含む]によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	7,700	—
	点字図書	主に、情報の入手を点字による視覚障害者	点字により作成された図書	点字図書の価格	—
排泄管理支援用具	ストマ用装具	蓄便袋 直腸機能障害者で、人工肛門のストマを造設した者  蓄尿袋 膀胱機能障害者で、尿路変更のストマを造設した者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする  蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする	蓄便袋 8,600 蓄尿袋 11,300	—
	紙おむつ等	脳原性運動機能障害2級以上かつ療育手帳Aである障害者(児)であって、排尿若しくは排便の意思表示が困難であり、恒常的に紙おむつを必要とする者(原則として3歳以上の者)	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	12,000	—

	<p>収尿器</p>	<p>膀胱機能障害者であって排尿のコントロールが困難な者又は尿路変更のストマを造設した者</p>	<p>障害者(児)が容易に使用し得るもの 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする</p>	<p>男性用 ラテックス製又はゴム製 普通型 7,931 簡易型 5,871</p> <p>女性用 普通型 8,755 耐久性ゴム製採尿袋を有する物 簡易型 6,077 ポリエチレン製の採尿袋を導尿管付(採尿袋20枚1組とする)</p>	<p>1年</p>
<p>住宅改修</p>	<p>居宅生活動作補助用具</p>	<p>(1) 下肢又は体幹機能障害3級以上の障害者(児) (ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者) (2) 難病患者等のうち、下肢又は体幹機能に障害があり、給付が必要と医師が認めた者 (ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能に障害のある者) (各号いずれも原則として3歳以上の者)</p>	<p>障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの</p>	<p>200,000</p>	<p>—</p>

- (注) 1 この表において「難病患者等」とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者をいう。
- 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。